

四半期報告書

(第10期第2四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日

株式会社ソケッツ

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
(E22461)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1)株式の総数等	7
(2)新株予約権等の状況	7
(3)ライツプランの内容	18
(4)発行済株式総数、資本金等の推移	18
(5)大株主の状況	19
(6)議決権の状況	20
2 株価の推移	20
3 役員の状況	20

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	22
(2) 四半期損益計算書	
第2 四半期累計期間	23
第2 四半期会計期間	24
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	25

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月29日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートマネジメント室長 杭田 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートマネジメント室長 杭田 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期 累計期間	第10期 第2四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高（千円）	1,198,475	477,886	2,159,556
経常利益（千円）	202,720	72,428	355,761
四半期（当期）純利益（千円）	110,761	35,563	195,300
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—
資本金（千円）	—	378,712	124,700
発行済株式総数（株）	—	1,053,000	927,500
純資産額（千円）	—	1,289,718	670,220
総資産額（千円）	—	1,672,654	1,141,807
1株当たり純資産額（円）	—	1,224.13	722.61
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	105.67	33.77	210.57
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	92.37	29.52	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	77.1	58.7
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	123,825	—	44,402
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△186,500	—	△109,677
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	503,835	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	750,880	309,720
従業員数（人）	—	77	69

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第9期第2四半期累計（会計）期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、第9期第2四半期累計（会計）期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありませんが、当社株式は非上場であったため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	77	(20)
---------	----	------

（注）従業員数は就業人員（当社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を、ビジネス別に示すと次のとおりであります。なお、平成21年3月期第2四半期累計（会計）期間においては四半期財務諸表を作成していませんので、前年同四半期との比較は行っていません。

事業部門	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
	金額（千円）
メディアビジネス	287,482
コンテンツビジネス	190,404
合計	477,886

(注) 1. 当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額（千円）	割合（%）
KDDI株式会社	322,915	67.6
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	131,692	27.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当社は、平成21年3月期第2四半期累計（会計）期間においては四半期財務諸表を作成していませんので、前年同四半期との対比は記載していません。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間における国内経済は、大手製造業の生産活動や輸出の一部に持ち直しが見られる等景気の悪化に底打ちの兆しがあるものの、雇用・所得環境の不透明感から、依然として個人消費は低迷し、厳しい状況が継続しております。

当社を取り巻く国内携帯電話関連市場においては、国内携帯電話加入契約数は平成21年9月30日現在で10,963万台と前事業年度末比でほぼ横ばいである一方、その内訳の第3世代移动通信サービス（3G）対応の携帯電話契約数が占める割合は95.2%にまで高まってきております。（注）

国内での携帯電話の販売数が減少し加入契約数が伸び悩む中で、通信事業者間では、前事業年度及び前四半期に引き続き新機能端末や高機能端末の開発・発売及び様々な低料金・割引プランの導入等の展開に加え、さらなる他社との差別化を図るべく、新しいサービス及び新しいコンテンツの開発・提供という観点で各社各様に特色を打ち出した施策にウエイトを移した競争が続いております。こうした環境下で、携帯電話という1億台を超える巨大なサービスプラットフォームは今後より活性化されることが予想されます。

そのような状況において、次世代の高速移動通信サービスの開始が各通信事業者において平成22年以降に予定されていること、音楽配信、映像配信、電子書籍等関連市場の成長に加え、携帯電話向けを中心としたインターネット広告市場の成長が続いております。また、放送、通信、音楽、出版等従来“縦割り”であった各業界間の連携・融合も進んでおり、インターネットや携帯電話を利用したサービスを取り巻く環境として今後さらに音楽や映像等コンテンツの流通量が増え、流通経路や収益モデルの多様化等事業機会の広がりも予想されます。

(注) 社団法人電気通信事業者協会のデータに拠っております。

このような市場環境の中、当第2四半期会計期間のメディアビジネスにおきましては、前事業年度より引き続き、携帯電話を中心としたインターネットサービスである音楽検索を始めとする音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービス及び関連アプリケーションやデータベースの開発に注力してまいりました。KDDI株式会社を主とした通信事業者等との音楽・映像等関連サービスの開発、運用・保守事業に加え、書籍関連の開発、運用・保守事業が収益に貢献し、また、専門検索関連サービスの拡大に伴いライセンス・広告収入が増加したことにより、売上高は順調に拡大いたしました。その結果、当第2四半期会計期間のメディアビジネスの売上高は、287,482千円となりました。

なお、当第2四半期会計期間において、KDDI株式会社との協業サービスとして運営するDVDレンタルサービスを開始しております。

当第2四半期会計期間のコンテンツビジネスでは、メールサービスである「デコガール」の月額有料会員サービスに加え、同サービス内での電子書籍販売及び「デコガール」に関連する新しいサービスである医療・健康情報サービスの「クリニック」（平成21年7月サービスイン）や「占い」等「デコガール」のメインターゲットである若年層の女性ユーザー向けの情報提供等サービスの収益があり、当第2四半期会計期間のコンテンツビジネスの売上高は、190,404千円となりました。

これらの事業活動の結果、当第2四半期会計期間の売上高は477,886千円となりました。損益面につきましては、販売費及び一般管理費においては、本社移転（平成21年8月）等業容の拡大への対応、より一層の業務の効率化及び経営管理体制の強化を積極的に進めながらもコントロールに努めたことにより143,843千円となり、営業利益は72,428千円、経常利益は72,428千円、四半期純利益は本社移転に伴う旧オフィスに係る有形固定資産の除却損等を特別損失として計上したこともあり、35,563千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、1,672,654千円（前事業年度末比530,847千円増加）となりました。

流動資産につきましては、1,342,050千円（同414,069千円増加）となりました。増減の主な要因としましては、平成21年4月2日の東京証券取引所マザーズへ上場した際の公募増資等に伴う「現金及び預金」の増加（同441,159千円）の一方で、開発売上の入金に伴う売掛金の減少（同88,237千円）があったことによります。固定資産につきましては、本社移転に伴うオフィスの内装等による有形固定資産の増加（同15,055千円）、自社サービス用ソフトウェア開発の進捗等により無形固定資産が増加（同44,406千円）及び本社移転に係る保証金の差入等による投資その他の資産の増加（同57,316千円）したことで、330,603千円（同116,778千円増加）となりました。

負債は、382,936千円（同88,650千円減少）となりました。増減の主な要因としましては、前事業年度の売上案件に係る外注費の支払いによる買掛金の減少（同71,582千円）、役員及び従業員への賞与の支給による賞与引当金及び役員賞与引当金の減少（同20,133千円）があったことによります。

以上の結果、純資産は、当第2四半期累計期間における公募増資の実施と四半期純利益の計上により1,289,718千円（同619,497千円増加）となり、自己資本比率は、前事業年度末の58.7%から77.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ441,159千円増加、第1四半期会計期間末に比べ53,323千円増加し、750,880千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、207,709千円となりました。主な収入要因としては、税引前四半期純利益64,184千円、減価償却費19,573千円の計上、賞与引当金及び役員賞与引当金の増加22,587千円、売上債権の減少233,230千円がありました。一方で、主な支出要因としては、たな卸資産（仕掛品）の増加83,696千円、仕入債務の減少38,977千円がありました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、154,273千円となりました。支出要因としては、本社移転に伴う保証金の差入95,050千円、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得45,369千円及び本社移転に伴う新オフィス等に係る有形固定資産の取得13,854千円がありました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、111千円となりました。これは、リース債務の返済による支出であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発活動の金額は、2,163千円であります。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット業界は、無線網の通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化が進んでおります。

そのような環境の中で、当社は、事業コンセプトに基づき進めている専門検索サービス、女性向けライフスタイルサポートサービス及び新しいコミュニケーションサービスを利用するユーザーを増やし、顧客満足度を向上させてまいります。そのために、それらのサービスを実現するMSDB（メディアサービスデータベース）及びMSAP（メディアサービスアプリケーション）を通じて、サービスの幅を検索サービスからレコメンド情報の提供サービス、EC（電子商取引）、放送及び広告サービス等に広げていくことや、無線インターネットの発展に合わせ、サービス提供対象端末を携帯電話からゲーム機やデジタル家電、自動車車載端末等に広げていくことは重要な経営戦略となります。

これらの事業活動を通じ、当社の提供する各種サービスの利用をより多くの一般ユーザーに拡大することによって継続的な事業の拡大、収益の向上を進めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属する携帯電話関連業界は、開発スピードが速く、その開発内容も複雑化しております。また、提供するサービスについても、一般ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。

そのような事業環境の中で、当社は、優秀な人材の確保と育成、開発・品質管理体制の強化等をもって、MSDB（メディアサービスデータベース）やMSAP（メディアサービスアプリケーション）を活用したサービスを、通信事業者を始め提供する先や提供するサービスの幅を拡大するとともに、日々のサービスのクオリティをより向上させるよう努力してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、本社移転に伴い、旧オフィス（東京都港区）に係る建物附属設備、工具、器具及び備品を除却しました。この結果、「固定資産除却損」8,243千円を特別損失として計上しております。

また、本社移転に伴う設備の取得は以下のとおりであります。

（平成21年9月30日現在）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具器具備品 (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都 渋谷区)	全社業務施設	11,650	1,054	6,059	18,763	77(20)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員（当社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	3,710,000
計	3,710,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年10月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,053,000	1,053,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	1,053,000	1,053,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行した新株引受権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

第1回新株引受権（平成14年3月22日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数 (個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	8,000 (注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	100 (注2)
新株予約権の行使期間	自 平成16年3月22日 至 平成24年3月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 100 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株引受権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株引受権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株引受権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株引受権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株引受権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株引受権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株引受権の数を減じております。
4. 新株引受権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株引受権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株引受権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - (2)新株引受権者が死亡した場合、新株引受権者の相続人は本新株引受権を行使することができます。
 - (3)本新株引受権は、上記の新株引受権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
 - (4)新株引受権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株引受権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
 - ①当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株引受権を行使することができる。
 - ②当社株式上場日より2年間経過した日より行使期間の終了日までは、割当数の100%まで、新株引受権を行使することができる。
 - (5)その他の条件は、当社と新株引受権者との間で締結する新株引受権割当契約に定めるところによります。
5. 新株引受権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

②旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
第1回新株予約権（平成18年3月24日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数（個）	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	85,000（注1、3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	160（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成28年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 160 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注5）
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整します。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
 - ① 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ② 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

③会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数（個）	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,500（注1、3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成29年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注5）
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注6）

（注）1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
 - ①当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ②当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ③当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ④当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ⑤当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数（個）	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,500（注1、3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,740（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成22年4月1日 至 平成30年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,740 資本組入額 870
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注5）
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注6）

（注）1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、ます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとし、ます。

(3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとし、ます。

(4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とし、ます。

① 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。

② 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。

③ 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。

④ 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。

⑤ 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、ます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ます。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとし、ます。

- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,500(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,960(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月15日 至 平成30年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,960 資本組入額 980
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注) 1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、ます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとし、ます。

- (3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
 - (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとし、ます。
 - (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とし、ます。
 - ① 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ② 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ④ 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ⑤ 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、ます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ます。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株

式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第6回新株予約権（平成21年6月22日定時株主総会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成31年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

4. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	1,053,000	—	378,712	—	291,512

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	398,000	37.8
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	120,000	11.4
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566-1 井門明治安田生命ビル	90,000	8.5
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番6号	90,000	8.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	79,800	7.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	43,700	4.2
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	31,300	3.0
ソケット従業員持株会	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号	24,000	2.3
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	19,200	1.8
伊草 雅幸	東京都世田谷区	15,000	1.4
計	—	911,000	86.5

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,053,000	10,530	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,053,000	—	—
総株主の議決権	—	10,530	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	8,070	6,600	7,440	8,400	7,700	7,300
最低 (円)	4,750	4,760	5,610	6,100	6,740	6,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	750,880	309,720
売掛金	345,910	434,148
仕掛品	161,844	131,524
その他	91,115	59,837
貸倒引当金	△7,700	△7,248
流動資産合計	1,342,050	927,981
固定資産		
有形固定資産	※ 23,228	※ 8,172
無形固定資産	140,252	95,845
投資その他の資産	167,123	109,807
固定資産合計	330,603	213,825
資産合計	1,672,654	1,141,807
負債の部		
流動負債		
買掛金	109,272	180,855
未払金	48,038	64,939
未払法人税等	90,305	99,658
賞与引当金	40,784	47,239
役員賞与引当金	4,350	18,028
その他	59,756	40,327
流動負債合計	352,507	451,048
固定負債		
退職給付引当金	25,182	20,537
その他	5,245	—
固定負債合計	30,428	20,537
負債合計	382,936	471,586
純資産の部		
株主資本		
資本金	378,712	124,700
資本剰余金	291,512	37,500
利益剰余金	618,782	508,020
株主資本合計	1,289,006	670,220
新株予約権	712	—
純資産合計	1,289,718	670,220
負債純資産合計	1,672,654	1,141,807

(2) 【四半期損益計算書】
 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	1,198,475
売上原価	701,570
売上総利益	496,905
販売費及び一般管理費	※ 294,184
営業利益	202,720
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
経常利益	202,720
特別損失	
固定資産除却損	8,243
特別損失合計	8,243
税引前四半期純利益	194,476
法人税、住民税及び事業税	86,730
法人税等調整額	△3,015
法人税等合計	83,715
四半期純利益	110,761

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	477,886
売上原価	261,615
売上総利益	216,271
販売費及び一般管理費	※ 143,843
営業利益	72,428
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
経常利益	72,428
特別損失	
固定資産除却損	8,243
特別損失合計	8,243
税引前四半期純利益	64,184
法人税、住民税及び事業税	49,384
法人税等調整額	△20,763
法人税等合計	28,621
四半期純利益	35,563

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	194,476
減価償却費	35,993
固定資産除却損	8,243
株式報酬費用	712
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	451
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,455
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△13,678
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,644
受取利息	△0
売上債権の増減額 (△は増加)	88,237
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△30,320
仕入債務の増減額 (△は減少)	△72,192
未払金の増減額 (△は減少)	△17,845
その他	27,969
小計	220,237
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	△96,412
営業活動によるキャッシュ・フロー	123,825
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△13,854
無形固定資産の取得による支出	△77,595
差入保証金の差入による支出	△95,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	△186,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	503,946
その他	△111
財務活動によるキャッシュ・フロー	503,835
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	441,159
現金及び現金同等物の期首残高	309,720
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 750,880

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2. 法人税等調整額並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、23,498千円であり ます。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、24,392千円であり ます。

（四半期損益計算書関係）

当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	31,904千円
賃金給料及び諸手当	54,695
支払手数料	34,714
回収代行手数料	42,587
広告宣伝費	29,855
賞与引当金繰入額	14,518
役員賞与引当金繰入額	4,350
退職給付費用	2,129
貸倒引当金繰入額	5,159
研究開発費	6,994

当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	16,136千円
賃金給料及び諸手当	26,424
支払手数料	13,511
回収代行手数料	20,175
広告宣伝費	16,694
賞与引当金繰入額	7,293
役員賞与引当金繰入額	2,250
退職給付費用	1,112
貸倒引当金繰入額	2,533
研究開発費	2,163

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成21年9月30日現在)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,053,000株

2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期会計期間末残高 712千円

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動
当社は、平成21年4月2日に東京証券取引所マザーズに上場し、上場に当たり、平成21年4月1日に公募増資による払込を受けました。この結果、第1四半期会計期間において資本金が202,400千円、資本準備金が202,400千円増加しました。また、平成21年5月1日付で、野村證券株式会社からの第三者割当増資の払込を受け、資本金が51,612千円、資本準備金が51,612千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が378,712千円、資本準備金が291,512千円となっております。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第2四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び当第2四半期会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
ストック・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 704千円

(企業結合等関係)

当第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,224.13円	1株当たり純資産額	722.61円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	105.67円	1株当たり四半期純利益金額	33.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	92.37円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	29.52円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	110,761	35,563
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	110,761	35,563
期中平均株式数 (株)	1,048,160	1,053,000
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	150,945	151,857
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<p>第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数4,000株)については、当第2四半期累計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めておりません。</p> <p>なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数4,000株)については、当第2四半期会計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めておりません。</p> <p>なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月22日

株式会社ソケット

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソケットの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。